

岡崎市道路の占用に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案				現行			
別表				別表			
区分		占用料		区分		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法 第3 2条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第1種電柱	1本につ	950	法	第1種電柱	1本につ	1,100
	第2種電柱	き1年	1,500	第3	第2種電柱	き1年	1,600
	第3種電柱		2,000	2条	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		850	第	第1種電話柱		940
	第2種電話柱		1,400	1	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		1,900	項	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		85	第	その他の柱類		94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9	1	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9
	地下に設ける電線その他の線類		5	号	地下に設ける電線その他の線類		6
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	830	に	路上に設ける変圧器	1個につき1年	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	510	掲	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700	げ	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱		720	る	郵便差出箱及び信書便差出箱		790
	広告塔	表示面積1平方メートルに	2,400	工	広告塔	表示面積1平方メートルに	2,300
			作				
			物				

		つき 1 年	
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>1,700</u>
法 第 3 2 条	外径が 0.07メ ートル未満の もの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	<u>36</u>
第 1 項 第 2 号	外径が 0.07メ ートル以上 0. 1メートル未 満のもの		<u>51</u>
に 掲 げ る 物 件	外径が 0.1メ ートル以上 0. 15メートル未 満のもの		<u>77</u>
	外径が 0.15メ ートル以上 0. 2メートル未 満のもの		<u>100</u>
	外径が 0.2メ ートル以上 0. 3メートル未 満のもの		<u>150</u>
	外径が 0.3メ ートル以上 0. 4メートル未 満のもの		<u>200</u>
	外径が 0.4メ ートル以上 0. 7メートル未 満のもの		<u>360</u>
	外径が 0.7メ ートル以上 1 メートル未満		<u>510</u>

		つき 1 年	
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>1,900</u>
法 第 3 2 条	外径が 0.07メ ートル未満の もの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	<u>40</u>
第 1 項 第 2 号	外径が 0.07メ ートル以上 0. 1メートル未 満のもの		<u>57</u>
に 掲 げ る 物 件	外径が 0.1メ ートル以上 0. 15メートル未 満のもの		<u>85</u>
	外径が 0.15メ ートル以上 0. 2メートル未 満のもの		<u>110</u>
	外径が 0.2メ ートル以上 0. 3メートル未 満のもの		<u>170</u>
	外径が 0.3メ ートル以上 0. 4メートル未 満のもの		<u>230</u>
	外径が 0.4メ ートル以上 0. 7メートル未 満のもの		<u>400</u>
	外径が 0.7メ ートル以上 1 メートル未満		<u>570</u>

	のもの				
	外径が1メートル以上のもの				1,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象とし	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5
				その他のもの	17

	のもの				
	外径が1メートル以上のもの				1,100

て設置する導線その他の線類

道路の1本につき1,400
構造又
は交通
の状況
を表示
する標
示柱そ
の他の
柱類

その上の
他のものに
設けるもの
地下に設け

占用面積
1平方メ
ートルに
つき1年

850

510

		る も の					
		その他のもの				1,700	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額	1,700		
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路				1,200		
	地下に設ける通路				710		
	その他のもの				1,700		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路				1,200		
	地下に設ける通路				710		
	その他のもの				1,700		
法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		つき1日		24		
法第32条第1項第2号に掲げる施設	その他のもの				240		

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額	1,900		
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路				1,100		
	地下に設ける通路				680		
	その他のもの				1,900		
法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		つき1日		23		
法第32条第1項第2号に掲げる施設	その他のもの				230		

第6号に掲げる施設			ートルにつき1箇月		
	道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下この表において「政	看板（一）であるものを除く。）	時的に設けられたもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月	240
		その他	そのもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
		標識		1本につき1年	1,400
		旗ざお	祭礼、縁日に際し、時的に設けるもの	1本につき1日	24
		その他	そのもの	1本につき1箇月	240
	幕（政令第7条	祭礼、縁日に	その面積1平方メートルに	24	

第6号に掲げる施設			ートルにつき1箇月		
	道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下この表において「政	看板（一）であるものを除く。）	時的に設けられたもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月	230
		その他	そのもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,300
		標識		1本につき1年	1,500
		旗ざお	祭礼、縁日に際し、時的に設けるもの	1本につき1日	23
		その他	そのもの	1本につき1箇月	230
	幕（政令第7条	祭礼、縁日に	その面積1平方メートルに	23	

令」第4号に掲げる工事用施設であつても除く。)	際し、一時に設けるもの	つき1日	その面積	240	令」第4号に掲げる工事用施設であつても除く。)	際し、一時に設けるもの	つき1日	その面積	230
			その面積1平方メートルにつき1箇月					その面積1平方メートルにつき1箇月	
に掲げる物件	ア 一車道を横断するもの	1基につき1箇月	2,400	1,200	に掲げる物件	ア 一車道を横断するもの	1基につき1箇月	2,300	1,100
			その他のもの						
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,700		政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,900	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1箇月	240		政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1箇月	230	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			170		政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			190	

政令第7条第8号に掲げる施設（同号に規定する特定連絡路附属地に設けるも	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.014を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設（同号に規定する特定連絡路附属地に設けるも	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た		その他のもの			近傍類似の土地の時価に0.034を乗じて得た

の を 除 く 。)			額	の を 除 く 。)			額
政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物		近傍類似 の土地の 時価に0. 014を乗 じて得た 額	政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物		近傍類似 の土地の 時価に0. 015を乗 じて得た 額
	その他のもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 01を乗じ て得た額		その他のもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 01を乗じ て得た額
政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 014を乗 じて得た 額	政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 015を乗 じて得た 額
	上空に設ける もの		近傍類似 の土地の 時価に0. 023を乗 じて得た 額		上空に設ける もの		近傍類似 の土地の 時価に0. 024を乗 じて得た 額
	その他のもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 033を乗		その他のもの		近傍類似 の土地の 時価に0. 034を乗

築物		じて得た額	築物		じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.034を乗じて得た額
備考 略			備考 略		